

近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集

構造・建築設備関係

滋賀県

大津市／草津市／彦根市／近江八幡市
守山市／長浜市／東近江市

京都府

京都市／宇治市

大阪府

大阪市／豊中市／堺市／東大阪市／吹田市
高槻市／守口市／枚方市／八尾市／寝屋川市
茨木市／岸和田市／箕面市／門真市／池田市
和泉市／羽曳野市

兵庫県

神戸市／尼崎市／姫路市／西宮市／伊丹市
明石市／加古川市／宝塚市／川西市／三田市
芦屋市／高砂市

奈良県

奈良市／橿原市／生駒市

和歌山県

和歌山市

近畿建築行政会議 建築構造部会・建築設備部会

(平成 28 年 3 月)

目 次

1 構造関係取扱い

01	特殊な構造方法（令第 80 条の 2 第 2 号）を併用する建築物のルート 1 の範囲	5
02	既存建築物の増築等における構造計算規定の適用	7
03	地表面粗度区分及び基準風速 V_o	9
04	鉛直震度による検討を要する突出部分の長さの取扱い	11
05	木造軸組構法の建築物における仕口金物の耐力の加算	12
06	存在壁量に算入できる耐力壁の仕様	13
07	小屋裏物置等を設置した場合の取扱い	14
08	鉄筋コンクリート造の柱の小径の 2 倍以内の距離	15
09	設計基準強度の数値以上の強度発現が材齢 28 日を超えるコンクリートの取扱い	16
10	スウェーデン式サウンディング試験の結果から求める地盤の許容応力度	17

2 建築設備関係取扱い

01	排気フードを有する排気筒に換気扇等を設ける場合の有効換気量	21
02	防煙壁の構造	23
03	複数の室の防煙区画	24
04	天井等の形態が一樣でない場合の排煙上有効な範囲	25
05	突き出し窓の有効開口面積の算定方法	26
06	平成 12 年建設省告示第 1436 号第 1 号、第 2 号及び第 3 号の同時適用	27
07	小荷物専用昇降機の昇降路の出し入れ口の戸	29
08	法第 87 条の 2 に基づく昇降機の確認申請	30
09	物流施設、倉庫等の荷捌き場等で荷役設備として使用される荷物専用リフター	32
10	建築基準法における昇降機に該当しない工場、作業場等の垂直搬送機	33

3 参考資料

構造関係の関連する技術的助言等	37
建築設備関係の関連する技術的助言等	43

4 名 簿

編集委員名簿	53
--------	----

構 造 関 係 取 扱 い

01

構造計算

特殊な構造方法（令第80条の2第2号）を併用する建築物のルート1の範囲

令第80条の2第2号
平成19年国土交通省告示第593号

内 容

令第80条の2第2号に規定される特殊な構造方法と他の構造方法を併用する建築物について、ルート1の適用可否については以下のとおりとする。なお、いずれの項目についても、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイント等のみで接している場合は法第20条第2項によりそれぞれ別の建築物とみなす。

（1）プレストレストコンクリート造

他の構造と併用する場合でルート1を適用するには昭和58年建設省告示第1320号に規定があり、以下による。

1. 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造と併用する場合
同告示第14第1号又は第2号による。
2. 木造、組積造、補強コンクリートブロック造又は鉄骨造と併用する場合
同告示第14第2号による。

（2）アルミニウム合金造

アルミニウム合金造を採用した際のルート1を適用できる規模としては、平成14年国土交通省告示第410号第1第2号に規定されている。この中で、規模要件については併用する構造部分も含めた上で満たす必要がある。構造計算の方法としては、当該併用部分に関する指針類を参考に、それぞれの構造方法として法令上適切なものとする必要がある。（参考：『アルミニウム合金造技術基準解説及び設計・計算例』1.2 構造規定の適用関係）

（3）膜構造

ルート1を適用するには以下の規定を満たす必要がある。

1. 平成19年国土交通省告示第593号第8号
2. 平成14年国土交通省告示第666号第5第1項各号及び第2項から第6項まで（第4項を除く）

（4）テント倉庫建築物

テント倉庫建築物については平成14年国土交通省告示第667号第1の中で骨組は鉄骨造に限定されている。なお、同告示を満たすことでルート1となる。

解 説

他構造と併用する場合、併用される部分の構造が全体架構へ及ぼす影響が小さいと判断される場合は併用構造とは扱わない（例：木造の一部にアルミニウム合金材を単純梁として利用する場合で、全体架構に及ぼす影響が小さいと判断される場合は併用構造ではなく「木造」とする等）。併用構造に該当するかどうかについては、申請する審査機関等に相談すること。なお、以下の構造については参考文献の講習会 Q&A にて併用構造についての記載があるため参考にするとよい。

（１）アルミニウム合金造

他構造と併用した場合の検討の方法としては『アルミニウム合金造技術基準解説及び設計・計算例』講習会における質問と回答 No.4 を参考に、各部材ごとに仕様規定を適用させる、建築物全体の挙動を考慮して構造計算を行うといった方法が考えられる。

（２）膜構造

骨組膜構造の建築物については骨組が鉄骨造などで構成されているため全ての建築物が併用構造となる（例：鉄骨造一部膜構造。『膜構造の建築物・膜材料等の技術基準及び同解説』Q&A No.3 参照）。

参 考

- ・アルミニウム合金造技術基準解説及び設計・計算例（講習会 Q&A 含む）
- ・膜構造の建築物・膜材料等の技術基準及び同解説（講習会 Q&A 含む）

02

構造計算

既存建築物の増築等における構造計算 規定の適用

令第137条の2
平成17年国土交通省告示第
566号

内 容

令第137条の2及び平成17年国土交通省告示第566号（以下、「告示第566号」という。）の規定より、既存不適格建築物に増築等を行なう場合の増築部分（構造上一体増築の場合は増築部分と既存不適格部分を合わせた部分）に適用する令第81条各項の構造計算規定については、法第20条第1項各号に掲げる建築物の区分とする。

解 説

令第81条各項の構造計算規定は、法第20条第1項各号に掲げる建築物の規模により適用することから、法第86条の7第1項により法第20条の適用を受けない場合も、令第137条の2及び告示第566号に基づく令第81条各項の構造計算は、法第20条第1項各号に掲げる建築物の区分により適用する。

また、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接続する増築等の場合、増築等に係る部分の規模により、法第20条第1項各号に掲げる建築物の区分に応じて令第81条各項の構造計算を適用する。

なお、増築部分と既存不適格部分を合わせた建築物全体が、法第20条第1項第4号に掲げる建築物であっても、法第6条の4の確認の特例は適用できないので、増築部分について下記の法適合を明示する必要がある。

令第137条の2各号の取扱

・令第137条の2第1号イ

構造上一体増築をする場合

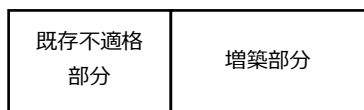


図-1

増築部分と既存不適格部分を合わせた建築物全体の規模により、法第20条第1項各号に掲げる建築物を判断し、令第3章第8節の構造計算を行う。

建築物全体が法第20条第1項第4号に掲げる建築物である場合も、法第20条第1項第2号イ後段又は第3号イ後段の構造計算を行う。

・令第137条の2第1号ロ

構造上分離増築をする場合



図-2

増築部分の規模により、法第20条第1項各号に掲げる建築物を判断し、令第3章の規定を適用する。

増築部分が法第20条第1項第4号に掲げる建築物である場合、令第3章の規定については、令第3章第1節から第7節の2までの規定に適合していることでよい。なお、令第3章第1節から第7節の2までのただし書きによる構造計算は審査対象となる。

・令第 137 条の 2 第 2 号イ

構造上一体増築をする場合（告示第 566 号第 3 第 1 号ロ（1）・ハ（1））

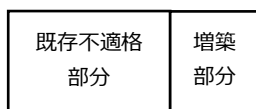


図-3

増築部分と既存不適格部分を合わせた建築物全体の規模により、法第 20 条第 1 項各号に掲げる建築物を判断し、構造計算を行う。

建築物全体が法第 20 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物である場合も、法第 20 条第 1 項第 2 号イ後段又は第 3 号イ後段の構造計算を行う。

構造上一体増築をする場合（告示第 566 号第 3 第 1 号ロ（2）・ハ（2））

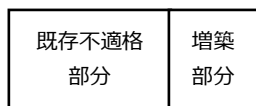


図-4

増築部分と既存不適格部分を合わせた建築物全体の規模が、法第 20 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物のうち木造である場合は、告示第 566 号第 3 第 1 号ロ（2）・ハ（2）を適用し、増築部分は告示第 566 号第 3 第 1 号イ（仕様規定）に適合していることよい。

構造上分離増築をする場合（告示第 566 号第 3 第 1 号ホ）

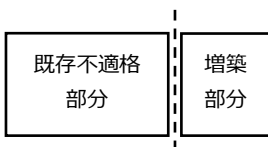


図-5

告示第 566 号第 3 第 1 号ホを適用する場合、告示第 566 号第 3 第 1 号ロ（1）・ハ（1）による構造計算は、増築部分の規模により法第 20 条第 1 項各号に掲げる建築物を判断し、構造計算を行う。

増築部分が法第 20 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物である場合も、法第 20 条第 1 項第 2 号イ後段又は第 3 号イ後段の構造計算を行う必要があるが、令第 137 条の 2 第 2 号ハの規定により前第 1 号ロを適用することが可能である。

増築部分と既存不適格部分を合わせた建築物全体の規模が、法第 20 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物のうち木造である場合は、増築部分は告示第 566 号第 3 第 1 号イ（仕様規定）に適合していることよい。

・令第 137 条の 2 第 3 号

構造上分離増築をする場合

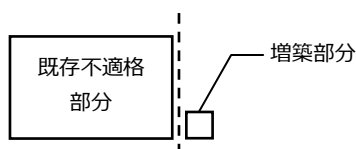


図-6

増築部分の規模により、法第 20 条第 1 項各号に掲げる建築物を判断し、令第 3 章の規定を適用する。

増築部分が法第 20 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物である場合、令第 3 章の規定については、令第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 までの規定に適合していることよい。なお、令第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 までのただし書きによる構造計算は審査対象となる。

増築部分が既存不適格部分の内部にある場合で、既存の構造躯体（基礎含む）と構造上分離する場合も同様とする。

構造上一体増築をする場合



図-7

増築等に係る部分の固定荷重・積載荷重が、既存不適格部分の当初の固定荷重・積載荷重を超えない場合、層間変形角や偏心率・剛性率が悪化しない場合など、既存部分の危険性が増大しないと判断できる場合は、既存不適格部分の基準時の延べ面積の 1/20 かつ 50 m² まで増築が可能。

（例 1）ベランダの一部にサッシを設け、増築する場合

（例 2）ピロティ部分に間仕切り壁を設け、増築する場合

参 考

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）国住指第 555 号

（平成 27 年 5 月 27 日）

03

構造計算

地表面粗度区分及び基準風速 V_0

令第87条第2項

平成12年建設省告示第1454号

内 容

(1) 地表面粗度区分

平成12年建設省告示第1454号で定められている地表面粗度区分（以下、「区分」という。）について、建築物が区分の異なる区域にまたがる場合は、その全部が上位の区域（例えば区分Ⅱ及びⅢの区域にまたがる場合は、その全部がⅡの区域）にあるものとする。

なお、区分Ⅰ及びⅣを規則で定めている近畿圏内の特定行政庁はない。（平成28年3月31日時点）

(2) 基準風速 V_0

建築基準法施行令第87条第2項に基づく V_0 は、次の表に掲げる数値とする。

府県	V_0	地 方
滋賀県	3.2	大津市 長浜市（旧伊香郡） 草津市 守山市 栗東市 高島市
	3.4	彦根市 長浜市（旧伊香郡を除く） 近江八幡市 甲賀市 野洲市 湖南市 東近江市 米原市 蒲生郡（日野町、竜王町） 愛知郡（愛荘町） 犬上郡（豊郷町、甲良町、多賀町）
京都府	3.2	全域
奈良県	3.2	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 生駒市 市 香芝市 宇陀市 葛城市 山辺郡 生駒郡 磯城郡 高市郡 北葛城郡
	3.4	五條市 吉野郡 宇陀郡
大阪府	3.2	高槻市 枚方市 八尾市 寝屋川市 大東市 柏原市 東大阪市 四條畷市 交野市 三島郡 南河内郡のうち太子町 河南町及び千早赤阪村
	3.4	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 貝塚市 守口市 茨木市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 松原市 和泉市 箕面市 羽曳野市 門真市 摂津市 高石市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 豊能郡 泉北郡 泉南郡 南河内郡
兵庫県	3.0	佐用郡（佐用町）
	3.2	姫路市 相生市 豊岡市 たつの市 赤穂市 西脇市 加西市 篠山市 養父市 丹波市 朝来市 宍粟市 多可郡（多可町） 神崎郡（神河町・市川町・福崎町） 揖保郡（太子町） 赤穂郡（上郡町） 美方郡（香美町・新温泉町）

	3 4	神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市 加古川市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 南あわじ市 淡路市 加東市 川辺郡（猪名川町） 加古郡（稲美町・播磨町）
和歌山県	3 4	全 域

参 考

「建築物荷重指針・同解説」6章 風荷重 日本建築学会

04

構造計算

鉛直震度による検討を要する突出部分の長さの取扱い

平成19年国土交通省告示第594号

内 容

平成 19 年国土交通省告示第 594 号第 2 第 3 号二の規定により検討を要する外壁からの突出部分は、突出する部分の長さが 2 m を超えるものに限られている。ここでいう外壁から突出する部分の長さとは、外壁からの水平投影長さ（L）を言い、当該 L が 2 m を超える部分を有する片持ちのバルコニーその他これらに類するものについて、下図を例に取り扱うものとする。

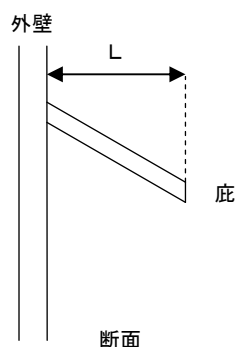


図-1

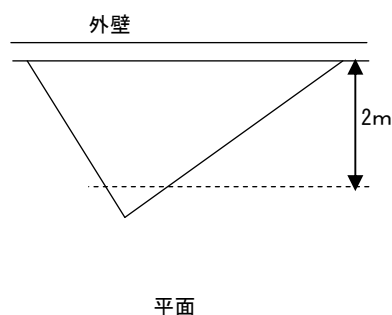


図-2

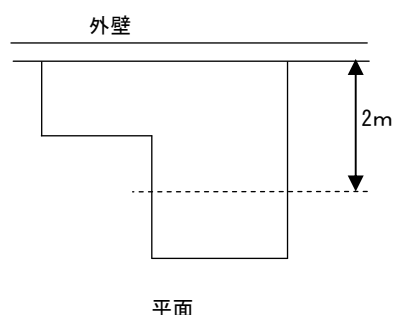


図-3

05

木造

木造軸組構法の建築物における仕口金物の耐力の加算

令第47条

平成12年建設省告示第1460号

内 容

木造の建築物の継手又は仕口で、釘接合とボルト接合を取り付ける場合、金物耐力の加算については次によること。

仕口部分に異種接合金物（釘接合＋ボルト接合）を用いた場合、各々の金物の変形量が違うため金物耐力の単純加算はできない。なお、耐力加算する場合は指定性能評価機関等の第三者機関による信頼性の高い試験等の結果に基づき接合部の耐力を確認する必要がある。

参 考

2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書 第 3 章

木造軸組工法住宅の許容応力度設計（2008 年版）第 2 章 日本住宅・木材技術センター

木質構造設計規準・同解説 ―許容応力度・許容耐力設計法― 第 2 章 日本建築学会

存在壁量に算入できる耐力壁の仕様

内 容

以下に示すものは、存在壁量に算入できる耐力壁とする。

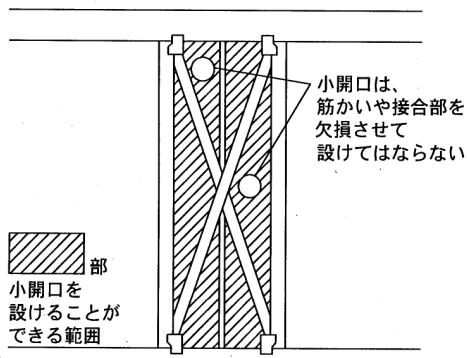
1. 筋かい耐力壁にあつては、最小幅 90cm 以上かつ階高／幅 ≤ 3.5 としたもの。連続した長い耐力壁を設ける場合は、概ね 2m 以下ごとに柱を設け、柱間ごとの対角に筋かいを設けること。また、柱間 1m 以上の筋かい耐力壁とする場合には、柱間に 50cm 以下の間隔で間柱を設けたうえで面材を張るなど、筋かい材の座屈抑制のための措置をとること。

面材張り耐力壁にあつては、最小幅 60cm 以上かつ階高／幅 ≤ 5 としたもの。連続した長い耐力壁を設ける場合は、同サイズの面材を横に並べて構成し、面材の継ぎ目には継手間柱を設け、筋かい耐力壁の場合と同様に概ね 2m 以下ごとに柱を設け、50cm 以下の間隔で間柱や継手間柱を設けること。

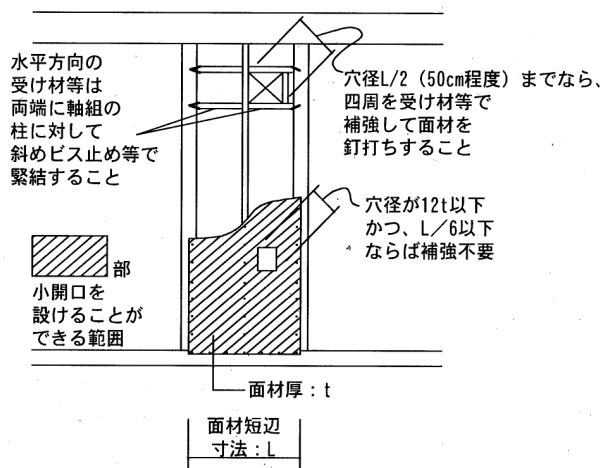
2. 次のいずれかに該当する耐力壁

- (1) 筋かい耐力壁に小開口を設ける場合で、壁内部の筋かい材等の耐力要素を欠損させていないもの。面材張り耐力壁で周囲の軸組から離して設ける穴径が面材短辺の 1/2 以下（50cm 程度）の換気扇などの小開口で、その周囲に軸組の柱（間柱を除く）にその両端が達する受け材、胴つなぎ等を設けたもの。（図－1 又は図－2 に示すもの）

- (2) 軒下がり部や浴室の基礎立上がり部等で、壁の高さが他と比べて低い耐力壁で、階高の 1/2 以上を確保したもの。



図－1 筋かい耐力壁の場合



図－2 面材張り耐力壁の場合

参 考

木造軸組工法住宅の許容応力度設計（2008 年版） 第 2 章 日本住宅・木材技術センター
2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書 第 3 章

07

木造

小屋裏物置等を設置した場合の取扱い

令第46条

平成12年建設省告示第1351号

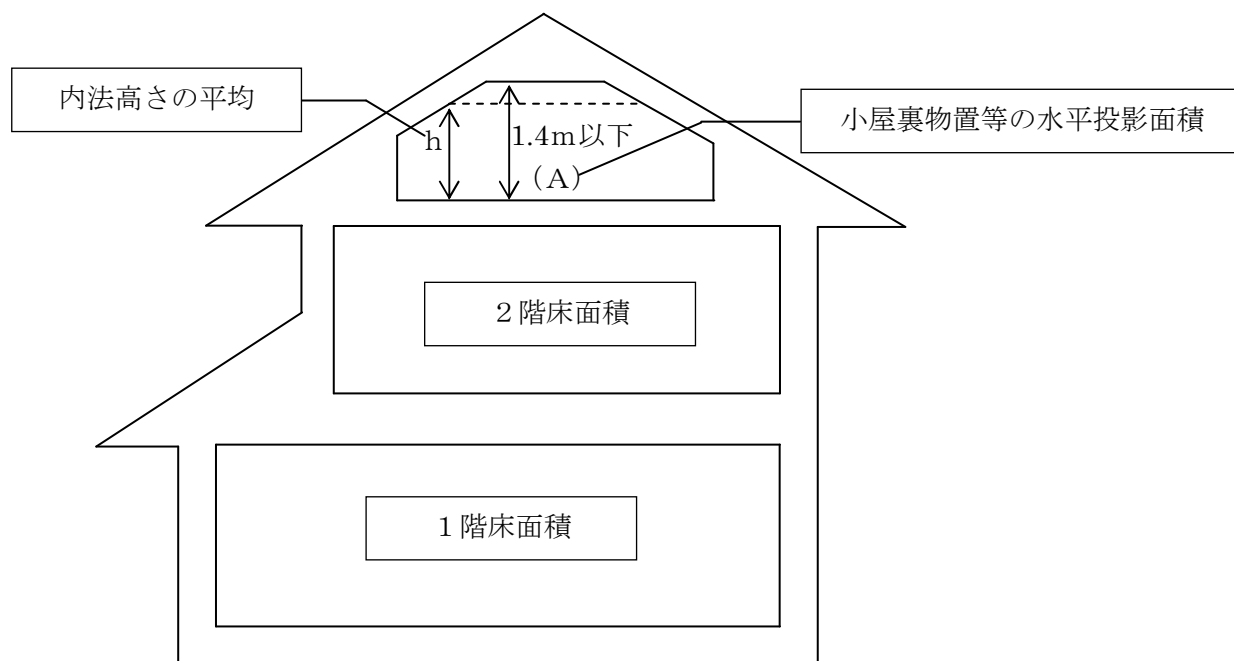
内 容

階にあたらない小屋裏や床下等の余剰空間を利用して設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）を設置した場合で、平成12年建設省告示第1351号に基づき当該部分の面積を地震力に対する必要な壁量の算定に考慮するときは、小屋裏物置等の直下階だけでなく、その下階についても加算すること。

$$\text{下階の床面積に加算する面積（a）} = \left(h / 2.1 \right) \times \left(A \right)$$

A：小屋裏物置等の水平投影面積

h：小屋裏物置等の内法高さの平均



$$1\text{階地震力用に必要な壁量} = \left(1\text{階床面積} + \left(a \right) \right) \times \text{床面積に乗ずる値}$$

$$2\text{階地震力用に必要な壁量} = \left(2\text{階床面積} + \left(a \right) \right) \times \text{床面積に乗ずる値}$$

図-1

参 考

木造軸組構法住宅の構造計画の基礎と演習 日本住宅・木材技術センター

08

鉄筋コンクリート造

鉄筋コンクリート造の柱の小径の2倍以内の距離

令第77条第1項第3号

内 容

「はりその他の横架材から上方又は下方に柱の小径の二倍以内の距離にある部分」とは、
下図のLのとおりとする。(柱径が $D_2 > D_1$ の場合)

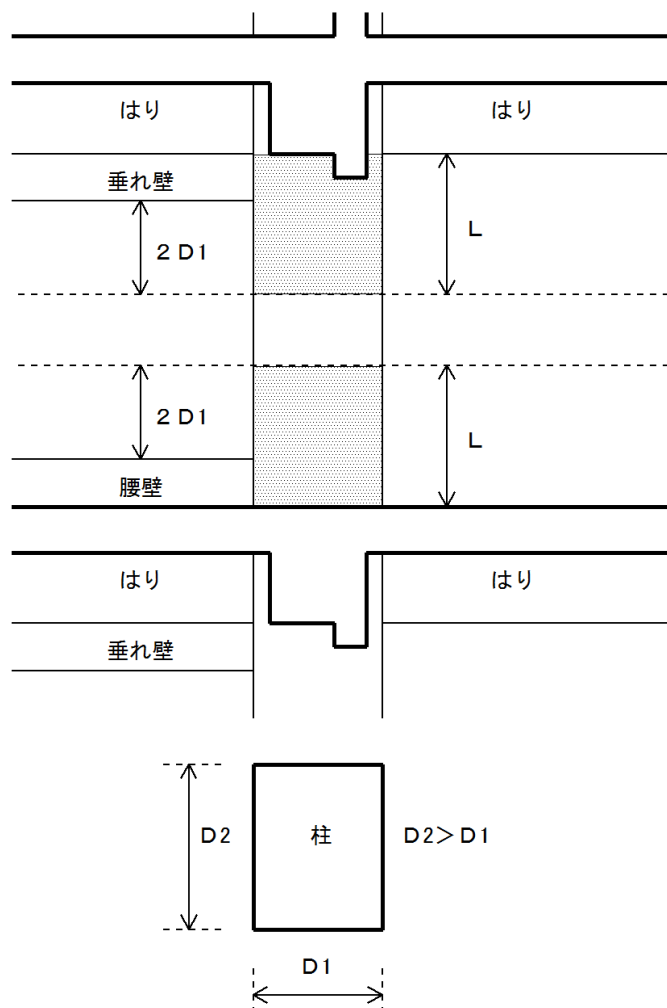


図-1

参 考

2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書 第3章

鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説 7章 日本建築学会

09

鉄筋コンクリート造

設計基準強度の数値以上の強度発現が材齢 28日を超えるコンクリートの取扱い

令第74条第1項第2号
昭和56年建設省告示第1102号

内 容

令第 74 条に定めるコンクリートについて、設計基準強度の数値以上の強度発現が材齢 28 日を超えて計画されているコンクリートについて、JASS5 の仕様によりコンクリート強度の確認を行う場合は、昭和 56 年建設省告示第 1102 号（以下、「告示第 1102 号」という。）第 1 ただし書きの「特別な調査又は研究の結果に基づき構造耐力上支障がないと認められる場合」として取り扱う。

解 説

水道供給施設である浄水場のように、土木構造物と一体となった建築物などで、ひび割れ防止等の面から、例えば、低熱ポルトランドセメントを採用した強度発現が遅いコンクリートを採用する場合がある。その際、コンクリート強度保証が材齢 28 日を超えるものとして製造され、コンクリート強度の確認方法についても告示とは異なる方法による場合がある。

建築基準法におけるコンクリート強度の確認方法として、告示第 1102 号第 1 各号による方法が基本となるが、告示第 1102 号第 1 ただし書きにより、「特別な調査又は研究の結果に基づき構造耐力上支障がないと認められる場合」には、告示に示された方法以外によることが可能となっている。

なお、技術的助言（平成 28 年国住指発第 4893 号）において、（一般社団法人）日本建築学会「建築工事標準仕様書」（JASS5）に基づく管理方法によるものなどについては、告示第 1102 号第 1 ただし書きの適用があるものとして取り扱って差し支えない旨の記載がある。それ以外にも（一般社団法人）公共建築協会「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編）による場合等が考えられる。

参 考

コンクリート強度並びに型わく及び支柱の取り外しに関する基準の改正について（技術的助言）
国住指発第 4893 号（平成 28 年 3 月 17 日）

10

基礎構造

スウェーデン式サウンディング試験の結果から求める地盤の許容応力度

令第93条

平成13年国土交通省告示第
1113号

内 容

1. スウェーデン式サウンディング試験による地盤調査を行った場合の地盤の許容応力度を定める方法としては、平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 2 (3) 項に掲げる式によることが原則である。

ただし、サンプリングにより土質を判定した粘性地盤については、スウェーデン式サウンディング試験における試験結果 W_{sw} (スウェーデン式サウンディング試験の荷重)・ N_{sw} から、稲田式 ($q_u = 45W_{sw} + 0.75N_{sw}$, $N_{sw} \leq 150$) により換算した粘着力 $C (=1/2q_u)$ を用いて (1) 項の算定式から求めることもできる。この場合には内部摩擦角 ϕ を 0° とする。

なお、深度方向で地盤性状が大きく異なる場合は、実際の基礎幅と接地圧による影響範囲を考慮した検討が必要である。また、有機質土、泥土などの特殊土は地域により、盛土は締固めの状態や経過年数により土性が異なり、支持力特性や沈下特性に大きな違いが生じるため、原位置ごとの土性の把握をすることが重要である。

2. スウェーデン式サウンディング試験における注意点を以下に示す。
 - ・採用できる建物規模としては、小規模建築物（地上 3 階以下、建築物の高さ 13m 以下、軒の高さ 9m 以下及び延べ面積 500 m^2 以下）とする。
 - ・試験は、貫入できない地層が下方に連続して存在していることが確認できる場合を除き、最低でも一箇所は基礎の底部から下方 5m 以上の調査を行うこと。
 - ・試験の結果において、基礎の底部から下方 2m 以内に荷重 1 k N 以下で、基礎の底部から下方 2m ～5m までの範囲に荷重 500 N 以下での自沈層が存在する場合は、地盤改良等を行う又は別途地盤の沈下変形によって建築物に有害な損傷や沈下が生じないことを確かめること。

参 考

2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書 第 9 章

建 築 設 備 関 係 取 扱 い

01

換気設備

排気フードを有する排気筒に換気扇等を設ける場合の有効換気量

法第28条第3項
令第20条の3第2項

内 容

排気フードを有する排気筒に換気扇等を設けた換気設備について、燃焼器具等の火源又は火を使用する設備若しくは器具に設けられた排気のための開口部（以下、「火源等」という。）の中心から排気フードの下端までの高さ(H)と火源等から排気フードの端までの距離(L)の組合せに対する有効換気量($V = N K Q$)算定の際のNの数値は、表のとおりとする。

表：有効換気量算定の際のNの数値

	H：火源等からの高さ	L：排気フードの端までの距離 (フードの形状)	N
①	$H \leq 1\text{ m}$	$L \geq H/2$ (5 cm以上の垂下り部分および 10 度以上の収集部分を有すること。)	20
②	$H \leq 1\text{ m}$	火源等の直上部の範囲※1	30
③	$1\text{ m} < H \leq 1.2\text{ m}$	$L \geq H/6$	30
④	$1\text{ m} < H \leq 1.2\text{ m}$	$L \geq H/10$	40
⑤	$1.2\text{ m} < H \leq 1.5\text{ m}$	$L \geq H/6$	40

※1 大型の鍋釜を火にかけるような場合は、鍋釜により廃ガスが直上しないため、火源等から排気フードまでの高さの1/10以上の水平距離を覆うこと。($L \geq H/10$ とする。)

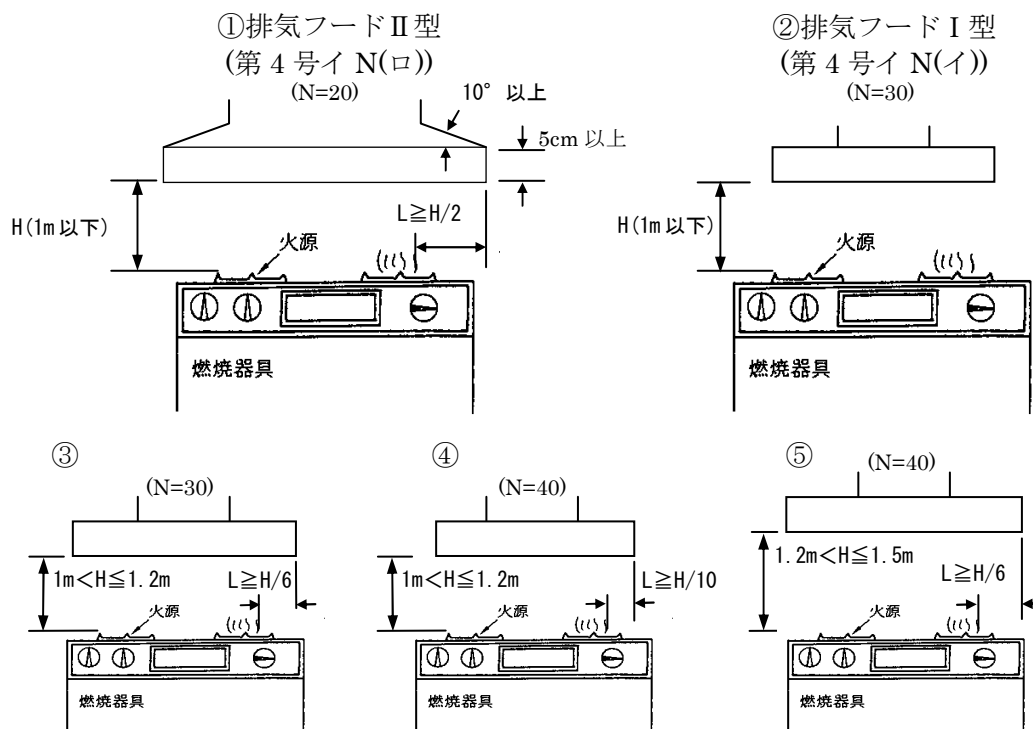
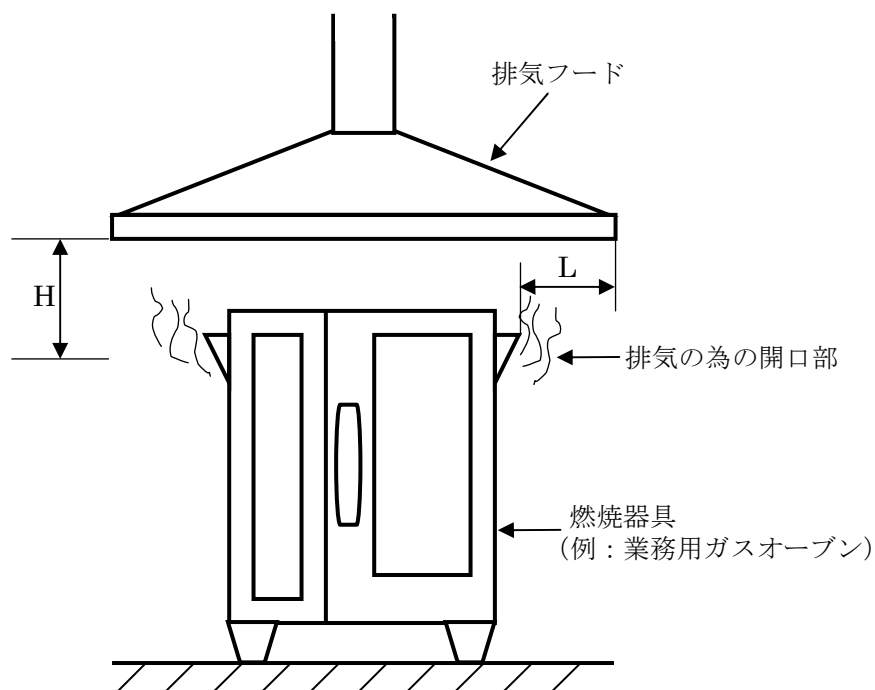


図-1 排気フードの構造と燃焼器具の関係位置

解 説

- ・排気フードを有する排気筒（排気ダクト）に換気扇等を設ける場合の有効換気量については、令第 20 条の 3 第 2 項第 1 号イ(7)に基づく昭和 45 年建設省告示第 1826 号第 3 第 4 号イに定められている。
- ・①(N=20)、②(N=30)の排気フードは、それぞれ同号の N の説明中の(イ)又は(ロ)の規定によるものである。
- ・③(N=30)の排気フードは、同号の N の説明中の(イ)に規定する「廃ガスの捕集についてこれと同等以上の効力を有するように設けられた排気フード」を示す。
- ・④⑤(N=40)の排気フードは N の数値の低減はできないが、「2005 年版 換気・空調設備技術基準・同解説」に示された令第 20 条の 3 第 2 項第 1 号イ(7)に規定する排気フードとして取り扱える範囲を示す。
- ・燃焼器具等の側部に開口部がある場合の開口部の中心とは、参考図のように当該開口部の中心をいう。



<参考図>

参 考

- ・燃焼器具等に設けられた排気のための開口部を火源と同様に取り扱うのは、火源が器具の内部にあって、ここから排気フードの下端の高さを算定すると器具の使用に不都合が生じる場合があるためであり、このような器具の場合は、排気のための開口部の中心からその高さを算定することになる。
- ・排気筒（排気ダクト）に設ける換気扇等の排気風量は、排気フードの面風速が 0.3m/秒以上となるように計画することが望ましい。

(参考図書)

2005 年版 換気・空調設備技術基準・同解説

内 容

令第126条の2第1項において、「防煙壁」は、「間仕切壁、天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を防げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの」と規定されているが、次の構造のものは不燃材料で造り、又は覆われたものとして取り扱う。

なお、これら以外の構造のものについては、申請する審査機関に確認すること。

- (1) 図-1 において、②をコンクリート、ALC 等の不燃材料で造ったもの。この場合、①の壁紙、塗料等の仕上については防煙壁としての不燃性能は問わない。
- (2) 図-2 において、①及び②を不燃材料として大臣認定を受けた壁紙、塗料等の仕上と基材とし、③を覆ったもの。この場合、③については防煙壁としての不燃性能は問わない。
- (3) 図-2 において、①がない場合で②を不燃材料の化粧ボード張等とし、③を覆ったもの。この場合、③については防煙壁としての不燃性能は問わない。

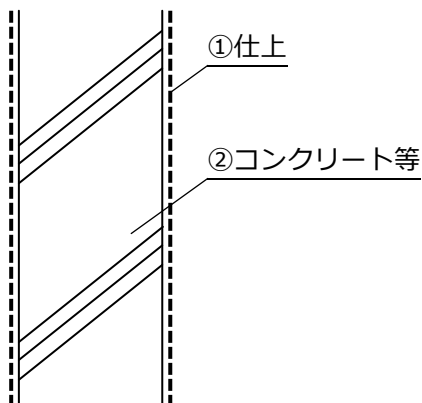


図-1 コンクリート等の防煙壁

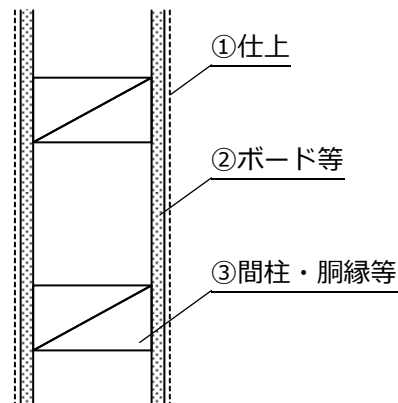


図-2 中空壁の防煙壁

参 考

・「建築物の防火避難規定の解説 2005 年版（第 6 版）」アフターフォロー 質問・回答

03

排煙設備

複数の室の防煙区画

法第35条

令第126条の3第1項第1号

内 容

図-1のように、自然排煙設備により煙を有効に排出できる室又は居室（以下「室等」という。）は、複数の室等（原則として避難経路となる廊下を除く。）を一の防煙区画にまとめることができる。

なお、一の防煙区画内には、平成12年建設省告示第1436号第4号を適用する建築物の部分を含めることはできない。

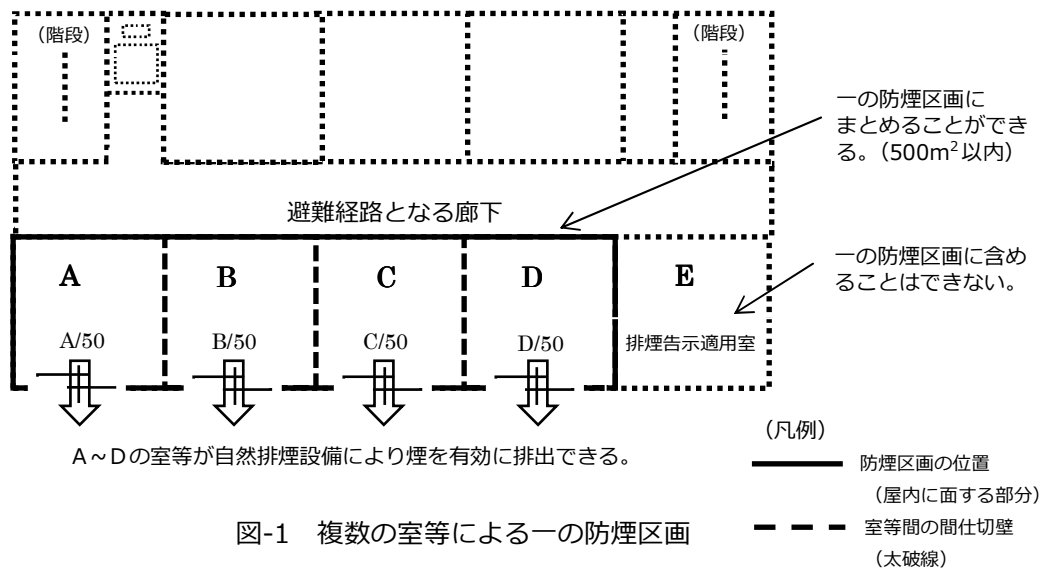


図-1 複数の室等による一の防煙区画

解 説

図-1のA～Dの室等において、それぞれが自然排煙設備により煙を有効に排出できる場合には、A～Dの複数の室等を一の防煙区画にまとめても排煙設備の有効性は確保される。このように、自然排煙設備により煙を有効に排出できる複数の室等は、一の防煙区画にまとめることができる。

ただし、避難経路となる廊下は、室等を含めた一の防煙区画にまとめると避難上支障があるので、原則として別の防煙区画とする。

なお、一の防煙区画内に、平成12年建設省告示第1436号第4号を適用する建築物の部分を含めることはできない。（上図E室）

参 考

図-1のA～Dの室等を一の防煙区画にまとめると、室等間の間仕切壁は防煙区画に該当しないが、火災時の煙を速やかに窓等の排煙口から排出し安全な避難を確保するため、当該間仕切壁は防煙壁の構造とすることが望ましい。

04

排煙設備

天井等の形態が一樣でない場合の排煙上有効な範囲

法第35条

令第116条の2第1項第2号

令第126条の3

内 容

天井等の形態が一樣でない場合の排煙上有効な範囲は、図- 1 から図- 3 によることを原則とする。(平成 12 年建設省告示第 1436 号第 3 号を適用する場合を除く。)

ただし、令第 126 条の 3 第 1 項第 3 号の規定に基づく排煙口の排煙上有効な範囲は、天井から下方 80cm 以内の範囲であって、当該防煙区画を構成する防煙壁のうち、その下端が最も高い防煙壁の下端より高い範囲とする。

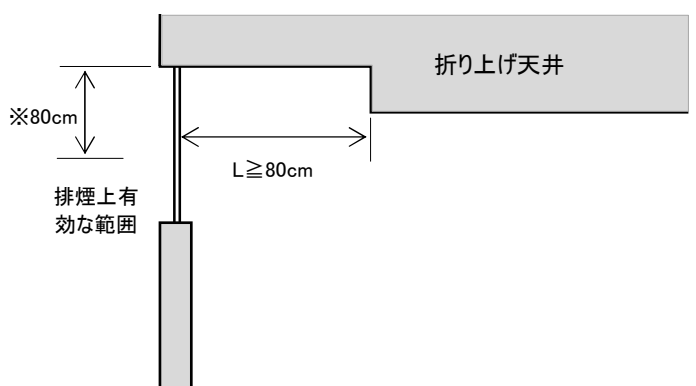


図- 1

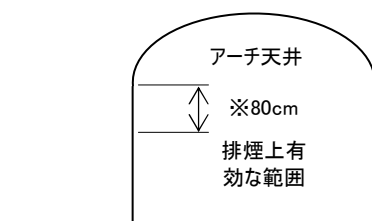


図- 2

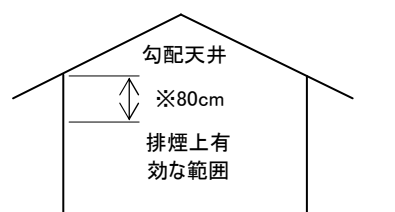


図- 3

※壁の最も高い部分から測るものとする。

解 説

排煙上有効な範囲は内容本文によるが、これによる場合であっても、床から上方 130 cm 以内の距離の範囲は排煙上有効な範囲に含めないものとする。

参 考

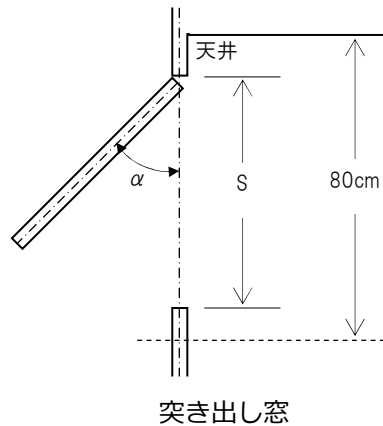
・新・排煙設備技術指針 1987 年版 P.148

内 容

天井面から下方 80cm 以内にある自然排煙口としての突き出し窓について、開口部面積（ S ）と有効開口面積（ S_0 ）の関係は、回転角度（ α ）に応じて次の算定式により取り扱う。

なお、開口部周辺の形状等により実際の有効開口面積が小さくなるおそれのある場合は、次の算定式によらず合理的な有効開口面積を算定すること。

$$\begin{aligned} \text{(算定式)} \quad & 90^\circ \geq \alpha \geq 45^\circ \text{ のとき} \quad S_0 = S \\ & 45^\circ > \alpha \geq 0^\circ \text{ のとき} \quad S_0 = \alpha / 45^\circ \times S \end{aligned}$$



(注)窓が天井面から下方 80cm 以内にある場合

参 考

- ・ 昭和 46 年 12 月 4 日住指発第 905 号「建築基準法の疑点について」
- ・ 新訂 排煙設備技術基準（昭和 53 年）

06

排煙設備

平成12年建設省告示第1436号第1号、
第2号及び第3号の同時適用

法第35条

令第126条の2第1項第5号

内 容

令第126条の2第1項第5号に基づく平成12年建設省告示第1436号（以下「告示」という。）第1号（排煙口の常時閉鎖状態保持の緩和規定）、第2号（劇場等の防煙区画面積の緩和規定）及び第3号（天井高さ3m以上の排煙口の位置の緩和規定）については、同一防煙区画に対し2つ又は3つ全てを同時に適用できるものとする。

告示第1号から第3号までの適用関係を表に示す。

表：平成12年建設省告示第1436号第1号から第3号までの適用関係

告示の適用 令第126条の3第1項		単独適用の場合			同時適用の場合			
		第1号	第2号	第3号	第1号、 第2号	第1号、 第3号	第2号、 第3号	第1号、第2号、 第3号
第1号	500㎡の防煙区画	○	②	○	②	○	②	②
第2号	風道等の不燃	○	○	○	○	○	○	○
第3号	排煙口までの距離等	○	○	③※	○	③※	③※	③※
第4号	手動開放装置	①	○	○	①	①	○	①
第5号	手動開放装置の高さ等	①	○	○	①	①	○	①
第6号	排煙口の常時閉鎖等	①	○	○	①	①	○	①
第7号	排煙風道の構造等	○	○	○	○	○	○	○
第8号	排煙機の設置	○	○	○	○	○	○	○
第9号	排煙機的能力	○	②	○	②	○	②	②
第10号	予備電源	○	○	○	○	○	○	○
第11号	中央管理室	—	○	○	○	○	○	○
第12号	昭和45年建設省告示 第1829号	○	○	○	○	○	○	○

※ 排煙口の壁における位置に関する規定のみ適用。

凡例 ○は、政令を適用。

①②③は、告示を適用。それぞれ告示第1号、第2号、第3号に対応する。

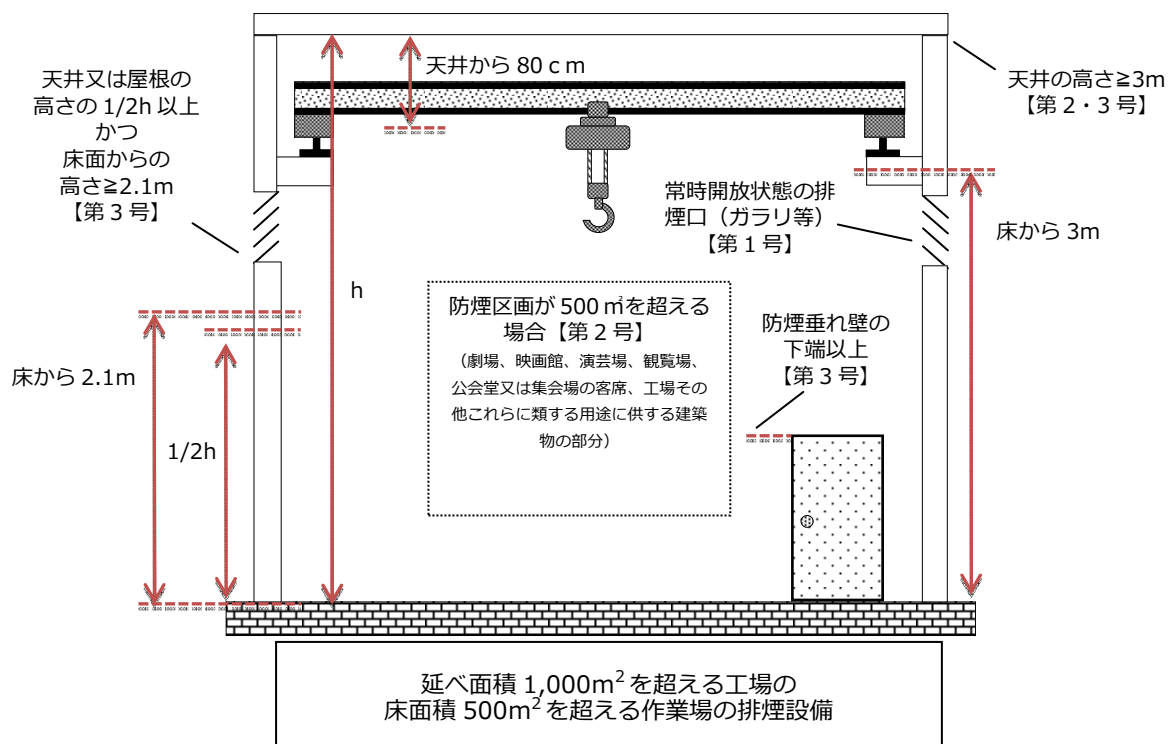
表について

同一防煙区画に対し告示第1号から第3号までの規定の2つ又は3つ全てを同時に適用する場合、表の「同時適用の場合」の区分に応じて、①～③に係る告示の規定を同時に適用し、かつ、その区分の「○」印に係る必要な政令の規定を適用する。

なお、告示第1号は、一の防煙区画のみに設置し排煙口の常時開放状態を保持するものであるため、2以上の防煙区画に係る排煙機を設けた排煙設備については適用できない。

解 説

告示第 1 号から第 3 号までを同時に適用する事例としては、次のようなものがある。



告示第 1 号から第 3 号までの同時適用例

参 考

- ・ 昭和 47 年 1 月 8 日住指発第 9 号「建築基準法第 38 条の規定に基づく認定について」
- ・ 建築設備設計・施工上の運用指針 2013 年版 4-6 (P.100)、4-7 (P.102) 及び同講習会「質問及び回答」

07

防火設備

小荷物専用昇降機の昇降路の 出し入れ口の戸

法第36条
令第112条

内 容

小荷物専用昇降機の昇降路の出し入れ口の戸について、次の(1)から(3)までの全ての要件を満たすものは、第 112 条第 14 項第 2 号による遮炎・遮煙性能を有する防火設備として取り扱うものとする。

- (1) 厚さが 0.8mm 以上の鋼板製とすること。
- (2) 戸当たり部分を相じゃくり構造又は突合せ部分に難燃性ゴムを用いる等隙間のない構造とすること。
- (3) 自動で閉鎖する場合を除き、戸閉め忘れ警報ブザーを設ける等、出し入れ時以外は確実に閉鎖状態を保持できる対策を講じること。

なお、(1)に掲げる厚さが 1.5mm 以上である場合は、令第 112 条第 14 項第 2 号による遮炎・遮煙性能を有する特定防火設備として取り扱うものとする。

参 考

- ・建築物の防火・避難規定の解説 2012 年版 (P.143)

08

昇降機

法第87条の2に基づく昇降機の
確認申請

法第87条の2

内 容

昇降機を法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に設ける場合には、同項の規定による確認又は法第18条第2項の規定による通知（以下「確認等」という。）を要する場合を除き、法第87条の2の規定に基づき確認等を要する。

1. 昇降機に関し法第87条の2に規定する「設ける場合」とは表のとおりとする。なお、昇降機の移設は、移設先において新設する場合として取り扱う。

表：昇降機に関し法第87条の2に規定する「設ける場合」に該当する場合

エレベーター	(1) エレベーターを新設する場合
	(2) 既設のエレベーターを撤去・新設する場合 主要な支持部分（全部又は一部）、籠（枠及び床版）、駆動装置（巻上機又は油圧パワーユニット等）及び制御盤を一括して取り替える場合は、エレベーターを撤去・新設する場合とみなす。※
エスカレーター	(1) エスカレーターを新設する場合
	(2) 既設のエスカレーターを撤去・新設する場合 エスカレーターのトラス等（トラス又ははり）、踏段、駆動機及び制御盤を一括して取り替える場合は、エスカレーターを撤去・新設する場合とみなす。※
小荷物専用昇降機	エレベーターに準じる

※ 「撤去・新設する場合」に類するものとして、「設ける場合」に該当する改修等を特定行政庁が別に定めている場合がある。

2. 昇降機の法第87条の2に基づく確認等は、令第5章の4第2節（昇降機）の全ての規定に適合しなければならない。

解 説

- (1) 本取扱いは、昇降機に関し法第87条の2に規定する「設ける場合」に該当する工事等の範囲及び同条に基づく確認等が適合しなければならない昇降機の規定の範囲についての取り扱いである。
- (2) エレベーターの主要な支持部分とは、令第129条の4第1項に規定する主要な支持部分をいう。
- (3) 既設のエレベーターの「主要な支持部分（全部又は一部）、籠（枠及び床版）、駆動装置（巻上機又は油圧パワーユニット等）及び制御盤を一括して取り替える場合」とは、例えば、ロープ式エレベーターにおいて、主索、籠枠、籠床版、巻上機、制御盤を一括して取り替える場合はこれに該当す

るが、主索、籠枠、籠床版、制御盤を一括して取り替えるが巻上機は取り替えない場合や、主索、籠床版、巻上機、制御盤を一括して取り替えるが籠枠は取り替えない場合はこれに該当しない。

- (4) 既設のエレベーターに令第 129 条の 10 第 3 項に規定する安全装置のみを設ける場合は、1 の「設ける場合」に該当しない。
- (5) エスカレーターの既設のトラス等の内部に新たにトラス等を組み込み構造上一体的に主要な支持部分とする場合は、「トラス等を取り替える場合」に該当しない。

09

昇降機

物流施設、倉庫等の荷捌き場等で荷役設備として使用される荷物専用リフター

法第2条第3号

内 容

物流施設、倉庫等の荷捌き場等で荷役設備として専用に使⽤され、昇降行程が概ね 1.5m以下の荷物専用リフターについては、昇降機として扱わない。

解 説

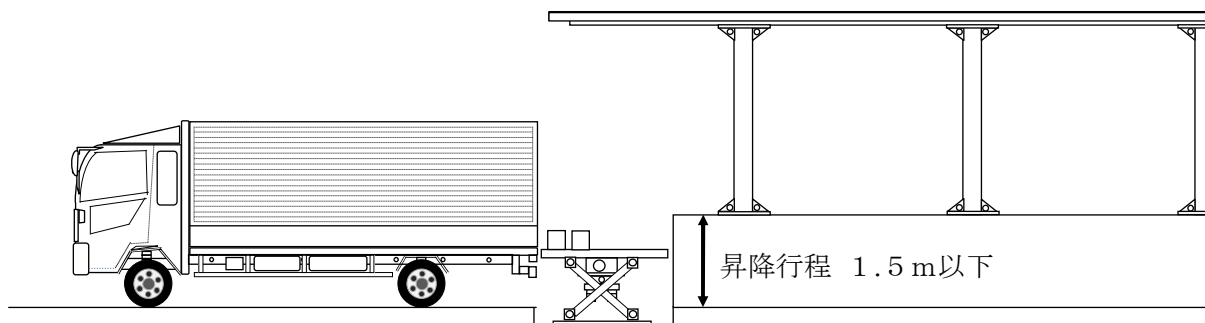
建築基準法における「昇降機」とは、「一定の昇降路、経路その他これに類する部分を介して、動力を用いて人又は物を建築物のある階又はある部分から他の階又は他の部分へ移動・運搬するための設備」のうち、法第2条第3号に規定する建築設備に該当するものが対象となる。

ただし、物流施設、倉庫等の荷捌き場等で荷役設備として使⽤され、昇降行程が概ね 1.5m以下の荷物専用リフターは「昇降機」として扱わないものとする。

なお、次の①又は②の方法で人が乗り込むものは「昇降機」として取り扱う。

- ① 搬器に運転者が操縦しながら搭乗するもの。
- ② 搬器上で操縦はしないが、荷物に付き添い搬器に搭乗するもの。

(荷物の落下を防止する目的等により、搬器以外の場所で他の者に運転させ、又は自動で運転される搬器に荷物に付き添い乗り込むことも認められない。)



参 考

荷物専用リフターは、人が誤って搭乗することによる事故防止のため、設置場所の最寄りで視認しやすい位置に人が搭乗できない旨の標識等を掲示するとともに、搬器の上から操縦できないよう操作器は、搬器から手の届く範囲に設けないこと。また、専従者等以外の者が操縦又は搭乗するおそれがあるものは、鍵等を設けるか使用時以外は電源を切る等の措置をとること。

10

昇降機

建築基準法における昇降機に該当しない 工場、作業場等の垂直搬送機

法第34条第1項

内 容

一般に垂直搬送機と呼ばれる搬送（荷役）設備のうち、工場、作業場等に設置される以下の(1)から(3)までの要件を全て満たすものは、昇降機に該当しないものとする。

- (1) 工場、作業場等の生産設備又は搬送（荷役）設備として専らそれらの過程の一部に組み込まれる施設であること。
- (2) 人が搬器への物品の搬出、搬入に直接介入せずに使用されること。
- (3) 人が乗り込んだ状態で運転されるおそれのない構造であること。

なお、(1)から(3)までの要件を全て満たす搬送（荷役）設備であっても、クレーン等安全規則に定めるエレベーター又は簡易リフトに該当する場合がある。それらは同規則の基準に適合する必要があるため、所管労働基準監督署に確認すること。

解 説

(1)から(3)までの要件及びそれらを補完する措置の基準は表のとおりとする。ただし、本基準に定めのない構造、システム等については、申請する審査機関等に確認すること。

また、搬器又は搬送トレー等の可動範囲内に人が接近したことを感知し、感知後直ちに垂直搬送機の作動を停止させ、かつ、再起動の操作をしなければ垂直搬送機が作動しない機能を有するセンサー等を利用した安全装置等を備えることが望ましい。

なお、本基準は昇降機に該当しないとする当面の運用であり、垂直搬送機の安全基準等を規定するものではない。

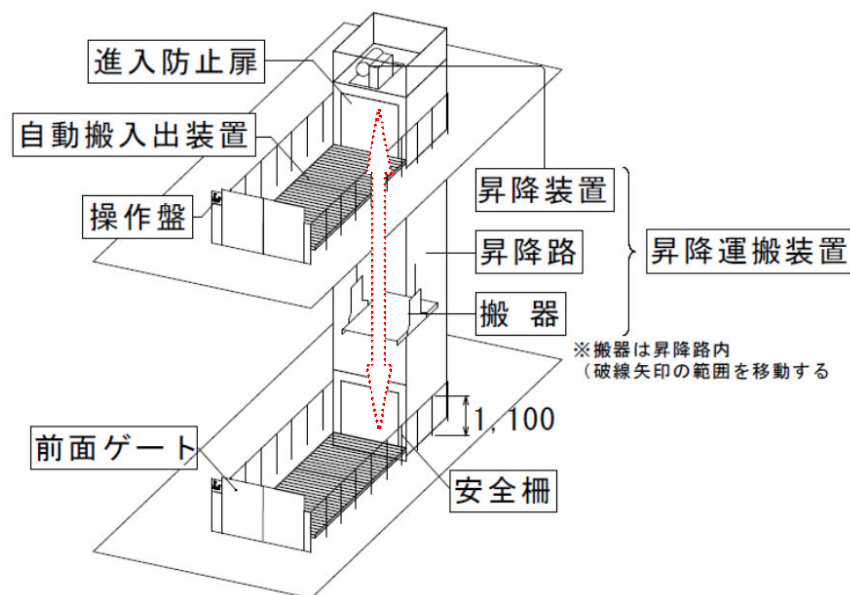


図-1 昇降機に該当しない垂直搬送機の例

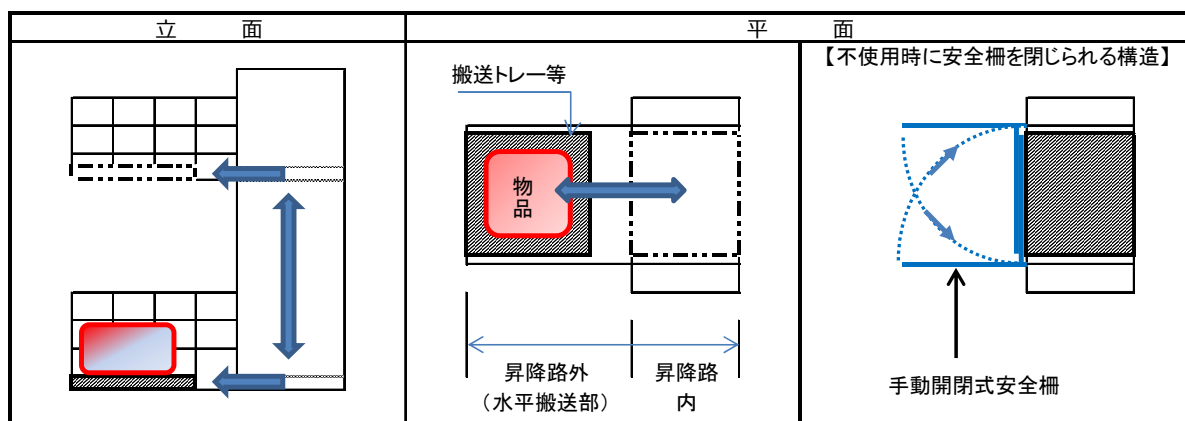
表：昇降機に該当しない垂直搬送機の基準

	要 件	細 目	備 考
(1)	工場、作業場等の生産設備又は搬送（荷役）設備として専らそれらの過程の一部に組み込まれる施設であること。	ア 昇降運搬装置、自動搬入出装置で一連の搬送システムを形成しており、これに安全柵、安全装置等を加えた設備全体として動作上、制御上一体となっていること。 イ 搬送システムはシーケンス制御により動作すること。なお、各部の安全センサー等が作動した場合には、停止するものとする。	センサー類が感知した場合はランプ、ブザー等で周囲の人が容易に認識できるようにすること。
(2)	人が搬器への物品の搬出、搬入に直接介入せず※に使用されること。	一連の搬送動作が自動（原則 1 回の操作）で行えるものであること。	動作のプロセス毎にボタンを押して操作されないこと。
(3)	人が乗り込んだ状態で運転されるおそれのない構造であること。	操作盤は、安全柵等の外で、かつ、搬器又は搬送トレー等から手が届かない位置に設置すること。ただし、安全柵等の外に設置し、かつ、代替となる措置が講じられる場合【参考・措置の例・①】においては、この限りでない。	原則、無線等を利用して任意の場所で操作できるものではないこと。
(1)から(3)までの要件を補完する措置		ア 搬送システムの作動中に人が可動範囲内に入らないよう堅固な安全柵及び前面ゲートにより囲うこと。ただし、自動搬入出装置の構造又は安全センサー等により同等の機能を確保できる場合【参考・措置の例・②】には、前面ゲートを設けないことができる。	(ア) 安全柵は、高さが 1.1m 以上とし、有効に周囲を囲むものであること。 (イ) 前面ゲートの構造は、安全バー、鎖又はジャバラ戸等種類を問わないが、人が容易に進入することが困難な高さ、位置及び構造とすること。
		イ 昇降路は、原則、床面からの高さ 1.8m 以下の部分において人が搬器及びカウンターウェイト等に触れないように空隙のない鉄板等で覆うこと。ただし、人の手が入らない程度の網目を有する金網等で覆う場合においては、この限りでない。	
		ウ 人が物品の積み込み作業を行っているときは、安全スイッチ、安全センサーにより自動搬入出装置又は搬送トレー等が停止の状態を保持すること。ただし、自動搬入出装置間で連続搬送するシステム等の場合においては、この限りでない。	
		エ 安全を確保するために、搬送システムを停止できる非常停止ボタン等を要所に設けること。	
		オ 昇降運搬装置出入口には、操作回路にインターロックされた進入防止扉を設け、当該階を使用しない場合は、進入防止扉を閉じた状態を保持するとともに、搬器又は搬送トレー等が昇降路内を移動中に進入防止扉が開いた場合は、搬送システムが停止すること。ただし、自動搬入出装置の構造により人が昇降運搬装置出入口付近に容易に近づくおそれのない場合【参考・措置の例・③】には、進入防止扉を設けないことができる。	センサー類が感知した場合はランプ、ブザー等で周囲の人が容易に認識できるようにすること。
【用語の解説】 ●昇降運搬装置：エレベーターと同様な構造を有する部分で搬器を含む。 ●搬器：昇降路内を物品を載せて昇降する部分。 ●自動搬入出装置：昇降運搬装置の前後（以下「水平搬送部」という。）において自動で物品を搬器に送り込む装置。 ●搬送トレー等：昇降路内と水平搬送部で物品を搬送する専用の荷受台。			

※ 人が物品の搬出入をする際に昇降路内に立ち入ることがないものが該当し、搬送トレー方式の場合は、搬送トレー等の全ての部分が昇降路外に出てくること。

参 考

- ◆ 搬送トレー方式における搬送トレー等の可動範囲は下図のとおり。同方式で安全柵を手動で開閉できる（固定されていない）構造である場合は、安全性について申請する審査機関等に確認すること。



- ◆ 物品の自動搬入出装置への積込方法の例
フォークリフト、ハンドリフト、台車、手積み
- ◆ 解説・表「昇降機に該当しない垂直搬送機の基準」細目欄ただし書の措置の例

措置の例	ただし書適用部分		
	① 操作盤 の位置	② 前面ゲート の設置	③ 進入防止 扉の設置
・「自動搬入出装置の構造」によるもの (1) 自動搬入出装置の物品を搬送する面の高さを床面から 350mm 以上とする。 (2) 小型の垂直搬送機（軽量物搬送用）の昇降運搬装置出入口にトンネルガード（JIS B9716）を設置する。	○	○	○
・「安全センサー等の設置」によるもの (1) 自動搬入出装置の前面に、人又はフォークリフトが接近したことを感知し、垂直搬送機の作動を停止させるセンサーを設置する。 (2) 搬送トレー方式における搬送トレー等の可動範囲に人が進入したことを感知し、垂直搬送機の作動を停止させる安全センサー等を設置する。	○	○	

- ◆ 参考資料（関連する通知等）
 - ・ 昇降機技術基準の解説（2014 年版） 1. 1 - 2
 - ・ 昭和 51 年 4 月 5 日基収第 2183 号「クレーン等安全規則の適用について」
 - ・ 平成 25 年 4 月 19 日基安安発 0419 第 1 号「垂直搬送機の非定常作業における労働災害防止対策の徹底について（要請）」
 - ・ 日本工業規格 垂直コンベヤ JIS B 8950

構 造 関 係 の
関 連 す る 技 術 的 助 言 等

「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）（抜粋）」

国住指第 5 5 5 号

国住街第 3 9 号

平成 27 年 5 月 27 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号。以下「改正法」という。）については平成 26 年 6 月 4 日に公布され、エレベーターの昇降路の部分の床面積の容積率不算入（平成 26 年 7 月 1 日施行）及び定期調査・検査報告制度（公布日から 2 年以内において政令で定める日から施行）に係る部分を除き、平成 27 年 6 月 1 日から施行されることとなった。

また、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 27 年政令第 11 号）、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成 27 年国土交通省令第 5 号）及び関連する告示についても、平成 27 年 6 月 1 日から施行されることとなった。

ついで、今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「機関省令」という。）等の運用について、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴職指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方願います。なお、国土交通大臣指定又は地方整備局指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第 1 構造計算適合性判定制度の見直し

1～2（略）

3 既存不適格建築物の増改築時の構造計算適合性判定の義務付け（法第 6 条の 3 第 1 項、第 18 条第 4 項及び第 86 条の 7 第 1 項関係）

法第 3 条第 2 項の規定により法第 20 条の規定の適用を受けない建築物について、法第 86 条の 7 第 1 項の政令で定める範囲内において増改築をする場合において、同項の政令で定める基準（以下「特定増改築構造計算基準」という。）に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、構造計算適合性判定を要することとした（法第 6 条の 3 第 1 項、第 18 条第 4 項及び第 86 条の 7 第 1 項）。また、特定増改築構造計算基準は、令第 81 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準に従った構

造計算で、法第 20 条第 1 項第 2 号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第 3 号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること（法第 6 条の 3 第 1 項の特定構造計算基準と同一の基準）とした（令第 9 条の 2）。

また、特定増改築構造計算基準は、令第 81 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準に従った構造計算で、法第 20 条第 1 項第 2 号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第 3 号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること（法第 6 条の 3 第 1 項の特定構造計算基準と同一の基準）とした（令第 9 条の 2）。

なお、令第 137 条の 2 の改正を行っているが、上記改正に伴う所要の改正であり、内容の実質的な変更は行っていない。

また、既存建築物を増改築して活用する様々なニーズが現れており、法第 86 条の 7 第 1 項の緩和措置の活用が見込まれるなか、構造計算の審査を万全とするため、「建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する件」（平成 27 年国土交通省告示第 674 号）により、既存不適格建築物に対し延べ面積 1/2 以下の増改築を行う場合であっても、同じ規模・構造の建築物を新築する場合と同様に、構造計算適合性判定の対象となる（平成 27 年 6 月 1 日施行）ため、留意されたい。なお、構造上分離された既存部分については、従来どおり、構造計算適合性判定を要しないことに留意されたい。

なお、法第 3 条第 2 項の規定により既存不適格建築物として法第 20 条の規定が適用されない場合であっても、構造計算基準の適用を判断する場合にあっては、エキスパンションジョイント等で構造上分離されている建築物の各部分ごとに、法第 20 条第 1 項各号を適用することが可能であり、第 3 を参考にされたい。

4～7（略）

第 2（略）

第 3 構造耐力に関する規定の整備（法第 20 条関係）

エキスパンションジョイント等で構造上分離されている建築物の各部分（以下「独立部分」という。）は、法第 20 条第 1 項に規定する基準の適用については、それぞれ別の建築物の部分とみなすこととし、不要となった令第 81 条第 4 項を削除したほか、関連する告示等の整理を行った。これにより、法第 20 条第 1 項各号の適用に当たっては、独立部分ごとに、高さ、階数及び面積等を算定し、それぞれ同項各号に掲げる建築物の区分のいずれに該当するかを確認することとなる。

なお、今般の法改正に伴い追加された確認申請書（施行規則別記第 2 号様式）の第 6 面に記載する「延べ面積」及び「建築物の高さ等」については、独立部分がそれぞれ法第 20 条第 1 項各号に掲げる建築物の区分のいずれに該当するかを確認するためのものであり、当該独立部分ごとに算定された数値等を記載することとなる。

第 4～7（略）

「コンクリート強度並びに型わく及び支柱の取り外しに関する基準の改正について

(技術的助言)」

国住指発第 4893 号

平成 28 年 3 月 17 日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

コンクリート強度並びに型わく及び支柱の取り外しに関する基準の改正について
(技術的助言)

建築基準法施行令第 74 条第 1 項第 2 号及び同令第 76 条第 2 項の規定に基づく標記基準については、平成 28 年 3 月 17 日付国土交通省告示第 502 号及び同日付国土交通省告示第 503 号として別添のとおり公布されたので通知する。

なお、「コンクリート強度に関する基準の制定について（通知）」（昭和 56 年 6 月 15 日付け建設省住指発第 160 号、建設省住宅局建築指導課長通知）は廃止する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁、貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。

同告示の運用にあたっては、下記により遺憾のないよう措置されたい。

また、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1 コンクリート強度に関する基準（昭和 56 年建設省告示第 1102 号）の改正について

(1) 本告示は、設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリート強度の基準及びコンクリートの強度試験方法に関する基準を定めたものである。

本告示改正は、新たなコンクリート強度の管理方式のひとつとして、標準養生（水中又は飽和水蒸気圧中で行う場合に限る。以下同じ。）供試体による場合について、材齢が 28 日までの供試体の圧縮強度の平均値が、設計基準強度の数値に構造体強度補正値を加えた数値以上であることとするコンクリートの強度の基準を定めたものである。

これら以外の管理方式であっても、適切な研究的裏付けのあるものについては、ただし書の適用があるものとして取り扱って差し支えない。

(2) 第 1 第 1 号に規定する現場水中養生に類する養生は、現場における湿砂中養生等所要の水分を補給しうる状態での養生を、同第 2 号のコア供試体に類する強度に関する特性を有する供試体は、現場封かん養生供試体等構造体中のコンクリートと類似の温度履歴を有する養生を行った供試体をそれぞれさすものである。

(3) 第 1 第 3 号に規定する構造体強度補正値は、既往の研究成果等を踏まえ、コンクリート打設時の外気温並びに部材の種類及び寸法等を考慮した上で、標準養生供試体の材齢が 28 日における圧縮強度の平均値とコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体の材齢 91 日における圧縮強度の平均値の差について、0 以上の数値として定めたものである。これ以外の強度補正値であっても「建築工事標準仕様書 JASS5 鉄筋コンクリート工事」（一般社団法人日本建築学会）に基づく管理方式によるものなど、適切な研究的裏付け

のあるものについては、ただし書きの適用があるものとして取り扱って差し支えない。

- (4) 第1第1号及び同第2号に規定する強度試験を行うコンクリートの材齢について、コンクリートの強度発現特性を踏まえ、強度試験により28日（又は91日）より前に必要な強度が発現していることを確認した場合にあっては、28日（又は91日）時点で強度試験を行わない場合でも、28日（又は91日）時点で必要な強度が発現しているものと扱って差し支えない。
 - (5) 供試体強度の平均値を求める場合の供試体数及び養生方法といった管理方式等に関する具体的な運用については、「建築工事標準仕様書 JASS5 鉄筋コンクリート工事」（一般社団法人日本建築学会）又は「建築研究資料 No.169 高強度領域を含めたコンクリート強度の管理基準に関する検討」（国立研究開発法人建築研究所）等を参考とされたい。
- 2 型わく及び支柱の取り外しに関する基準(昭和46年建設省告示第110号)の改正について
- (1) 本告示は、現場で打設するコンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準を定めたものである。

本告示改正は、コンクリートの圧縮強度に応じて、基礎、はり側、柱及び壁のせき板を取り外す場合の当該コンクリート強度の確認方法として、従来、実施してきた日本工業規格 A1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）による方法に加えて、コンクリートの温度の影響を等価な材齢に換算した式によって計算する方法（以下、「等価材齢換算式による方法」という。）を追加するものである。この場合、「建築工事標準仕様書 JASS5 鉄筋コンクリート工事」（一般社団法人日本建築学会）等を参考にして、適切に養生を行うことが必要である。

これら以外のコンクリート強度の確認、方法であっても、適切な研究的裏付けのあるものは、ただし書の適用があるものとして取り扱って差し支えない。
 - (2) 第1第1項第1号ロに規定する式中の f_{c28} について、「日本工業規格 A5308(レディーミクストコンクリート)・2014 に規定する呼び強度の強度値」及び「建築基準法（昭和25年法律第201号）第37条第2号の国土交通大臣の認定を受けたコンクリートにあっては、設計基準強度に当該認定において指定された構造体強度値を加えた強度値」を保証する材齢は28日に限るものとする。
 - (3) 第1第1項第1号ロに規定する式中の T_i の温度の測定に当たっては、建築物の部分及びコンクリートの打設日ごとに、コンクリート表面の温度が適切に測定できる十分な箇所において、1時間に1回以上測定するものとする。また、温度計等の測定機器の使用条件、測定誤差等に注意し、適切に測定結果を扱うものとする。
 - (4) 測定機器による測定箇所や使用条件等の温度測定方法といったコンクリートの温度の測定方法等に関する具体的な運用については、「建築研究資料 No.168 型わくの取り外しに関する管理基準の検討」（国立研究開発法人建築研究所）を参考とされたい。

建 築 設 備 関 係 の
関 連 す る 技 術 的 助 言 等

「建築基準法の疑点について（抜粋）」

住指発第 905 号

昭和 46 年 12 月 4 日

昭和 46 年 6 月 22 日付で（社）大阪府建築士会より別添 1 のとおり、建築基準法に関する照会があり、別添 2 のとおり回答したので、参考のため送付する。

別添 1・2（抄）

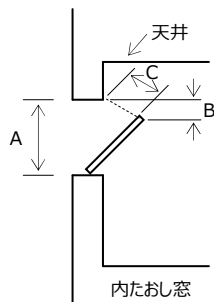
法令の解釈にあたっては、単に条文の字句のみに適合すればよいというのではなく、当該規定の期待する実質的目的、効果をもとに判断すべきものと考えます。したがって、設問の件については、一般的に次のように解釈すべきだと考えますが、周辺条件によっては、この解釈を適用することが必ずしも適当でない場合もありうると思いますが、その場合には、条文の目的にかえて個々に判断すべきであると考えます。

1～3（略）

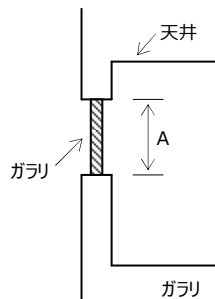
4 排煙設備について

（6） 令第 116 条の 2 第 1 項二号および令第 126 条の 3 第八号の開放できる部分について（天井面より 80cm 以内にあるものとする。）

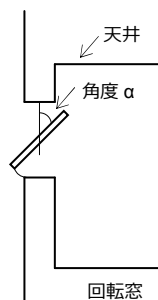
イ 有効とみなされる高さは A、B、C のいずれをとればよいか。



ロ ガラリの場合は、高さ A 全て有効とみなしてよいか。全て有効でないとすればどれだけが有効とみられるか。

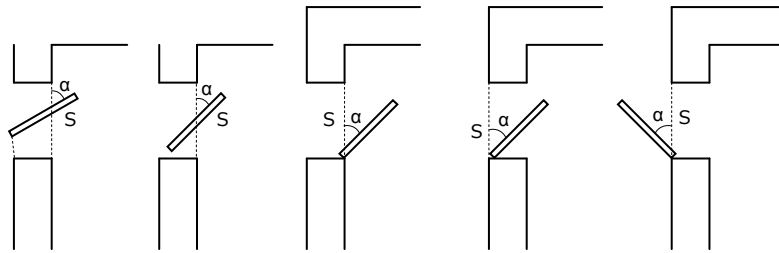


ハ 角度は α は何度まで有効か。

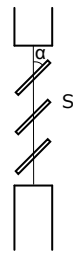


(回答)

イ・ハ



ロ



開口部面積（ S ）と有効開口面積（ S_0 ）の関係は、回転角度（ α ）に応じて、算定式によるものとして扱っている。

$$\begin{array}{ll} 90^\circ \geq \alpha \geq 45^\circ & S_0 = S \\ 45^\circ > \alpha > 0^\circ & S_0 = \frac{\alpha}{45^\circ} \times S \end{array}$$

5、6（略）

「建築基準法第 38 条の規定に基づく認定について（昭和 47 年建設省告示第 30 号,第 31 号,第 32 号,第 33 号及び第 34 号）」

昭和 47 年 1 月 8 日
住指発第 9 号

建設省住宅局建築指導課長

建築基準法第 38 条の規定に基づく認定について
(昭和 47 年建設省告示第 30 号,第 31 号,第 32 号,第 33 号及び第 34 号)

標記について、1 月 13 日付けをもって、別添写し〔略〕のとおり告示されたので通知する。
貴職におかれては、下記に充分留意のうえ、運用上遺憾のないようお願いする。

記

1 排煙口の構造等について

- (1) 工場・集会場等の屋根若しくは天井又はその附近に存する常時外気に直接開放された状態にある排煙口としての開口部（ベンチレーター等を具備するものを含む。）で、一の防煙区画部分のみに係るものについては、手動開放装置の設置及び排煙時以外の常時閉鎖を要することなく、排煙口として有効であると認めたこと。（昭和 47 年建設省告示（以下、「告示」という。）第 30 号参照）
- (2) 天井（天井のない場合にあっては、屋根。以下、同じ。）の高さが 3m 以上の建築物又は建築物の部分について、排煙口位置の緩和措置を講じたこと。（告示第 32 号参照）

2 防煙壁の設置について

令第 112 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物の部分（天井の高さが 3m 以上で、かつ、壁及び天井の内装仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたものに限る。）とその他の部分とを防煙区画した場合には、令第 126 条の 3 第 1 号に規定する防煙区画を要しないこととしたこと。（告示第 31 号参照）

3 排煙設備の設置について

告示第 33 号の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、排煙設備の設置を要しないこととしたこと。

4 非常用の照明装置の設置について〔略〕

- 5 なお、告示第 30 号、第 31 号及び第 32 号は、それぞれ、組み合わせて適用される場合が多いので、取扱上、注意されたいこと。

「クレーン等安全規則の適用について」

基 収 第 2183 号
昭和 51 年 4 月 5 日

クレーン等安全規則の適用について

標記について、大阪労働基準局長から別紙甲の照会に対し、別紙乙のとおり回答したので了知されたい。

労働省労働基準局長殿

大阪労働基準局長

クレーン等安全規則の適用について

下記に示す設備（運搬機）のクレーン等安全規則の適用につき、いささか疑義があるので伺います。

記

1 設備及び操作の概要

当該設備は、一般に垂直搬送機と呼ばれ、別図に示すように、①搬器の部分、②搬器内に荷を送り込む自動送り込み装置の部分及び③搬器から送り出された荷を受ける装置の部分とからなっており、運搬方法は次のとおりである。

- (1) 上昇と行先階を兼ねた自己保持回路をもつ押ボタンスイッチを押す。その後行先階が同一であれば、スイッチを改めて押す必要はない。
- (2) パレット上にのせた荷をホークリフトにより、パレットごと自動送り込み装置上にのせる。パレットが自動送り込み装置にのったことを光電管、リミットスイッチ等で感知し、また、搬器が所定位置にあること及び搬器上に荷がないことを自動的に確認した後、タイマーで設定した時間経過後（これはホークリフトが退避する時間である。）自動送り込み装置の運転が開始され、荷は搬器上にのる。
- (3) 搬器内に荷が移動したことを光電管等で確認した後、搬器昇降用動力が入り搬器が上昇する。
- (4) 搬器が所定の階まで到達したところで昇降用動力が切れ、荷受け装置上に荷がないことが自動的に確認された後、搬器上の送り出しローラが駆動され、荷は荷受け装置上にのる。
- (5) 荷が完全に荷受け装置上に乗ったことを光電管等で確認した後、再び搬器昇降用動力が入り、搬器は最初の位置まで下降する。

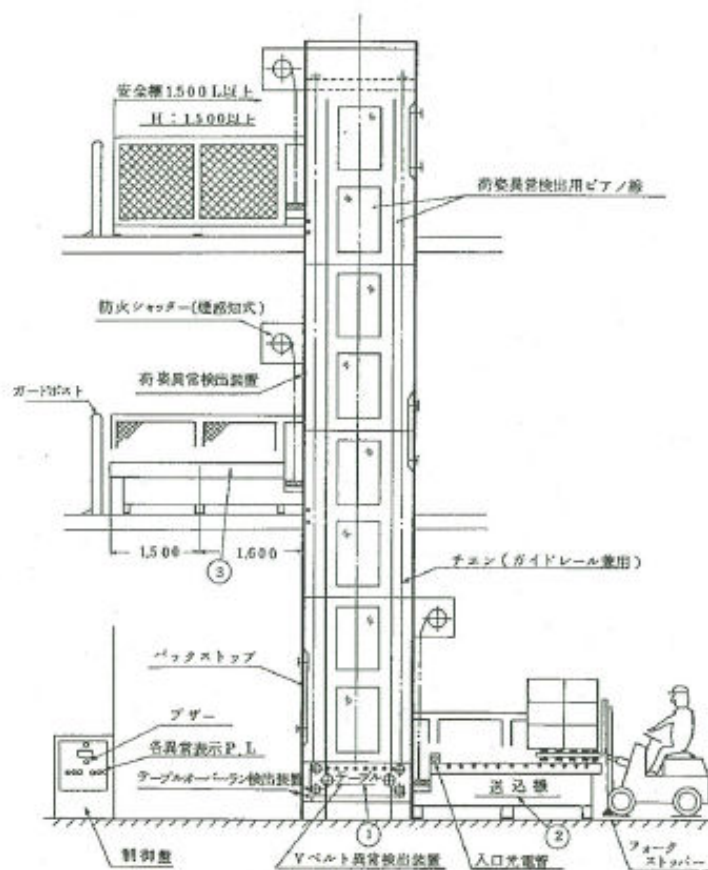
2 その他安全についての措置

- (1) 自動送り込み装置の部分には、立入りを禁止するための安全柵が設けられている。
- (2) 目的階以外の階の出入口には、操作回路にインタロックされたシャッターを設け、当該階を使用しない場合は、シャッターを閉じるようにしている。
- (3) 制御盤及び操作盤は、昇降路から 1.5m 以上離れた位置に設ける。

3 当局の見解

当該設備は、次の理由により、クレーン等安全規則のエレベーター又は簡易リフトとしての適用がないものと解される。

- (1) ガイドレール、搬器及び昇降装置を有するエレベーターと同様な構造を有する部分①の前後に、②の荷の送り込み装置及び③の荷受け装置が設けられ、これらで一連の運搬システムを形成しており、全体として一体の設備となっていること。
 - (2) 搬器の床は、平たんな床面ではなく、当該設備の用途に応じた形式のローラが設けられており、搬器に人が乗ることは、構造的にきわめて困難であること。
 - (3) 運転は、搬器以外の場所に設けられた操作盤を操作することによって行うものであること。
- (別図)



別紙乙

基収第2183号
昭和51年4月5日

大阪労働基準局長殿

労働省労働基準局長

クレーン等安全規則の適用について

昭和50年10月24日付け大基発第917号をもって、照会のあった標記については下記のとおり回答する。

記

貴見のとおり。

編 集 委 員 名 簿

建築構造関係取扱い 編集委員名簿（平成 26 年度）

特定行政庁名	所 属	役 職	氏 名
滋賀県	土木交通部建築課建築指導室	主 幹	大森 実
京都府	建設交通部建築指導課建築基準担当	建築基準担当課長	和田 豊一
		技 師	柴田 祐子
京都市	都市計画局建築指導部建築審査課	係 長	大崎 弘晃
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課	総括主査	佐藤 健哉
		副主査	奥野 友香
大阪市	都市計画局建築指導部建築確認課	担当係長	安東 靖訓
		技術職員	田畑 紗智
		技術職員	紺野 真志
堺 市	建築都市局開発調整部耐震化推進室	主 査	手嶋 靖明
		技術職員	辻 将明
高槻市	都市創造部審査指導課	主 査	日下部 美嘉
兵庫県	県土整備部住宅建築局建築指導課	主 幹	畠 仁志
		主 任	坂上 修一
神戸市	住宅都市局建築指導部建築安全課	構造担当係長	平井 勝彦
		技術職員	高橋 宏治
奈良県	県土マネジメント部まちづくり推進局建築課	主任主事	川上 竜佑
和歌山県	県土整備部都市住宅局建築住宅課	主 査	三木 雅史

建築構造関係取扱い 編集委員名簿（平成２７年度）

特定行政庁名	所 属	役 職	氏 名
滋賀県	土木交通部建築課建築指導室	主 幹	大森 実
京都府	建設交通部建築指導課建築基準担当	技 師	西村 宗己
京都市	都市計画局建築指導部建築審査課	係 長	大崎 弘晃
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課	総括主査	佐藤 健哉
		技 師	香山 由貴
大阪市	都市計画局建築指導部建築確認課	担当係長	安東 靖訓
		技術職員	柳田 洋輔
堺 市	建築都市局開発調整部耐震化推進室	主 査	手嶋 靖明
高槻市	都市創造部審査指導課	係 員	中塚 基浩
兵庫県	県土整備部住宅建築局建築指導課	主 幹	畠 仁志
		主 任	坂上 修一
神戸市	住宅都市局建築指導部建築安全課	構造担当係長	平井 勝彦
		技術職員	高橋 宏治
奈良県	県土マネジメント部まちづくり推進局建築課	主 査	佐藤 尚平
和歌山県	県土整備部都市住宅局建築住宅課	主 任	小松 克之

建築設備関係取扱い 編集委員名簿（平成 26 年度）

特定行政庁名	所 属	役 職	氏 名
滋賀県	土木交通部建築課建築指導室	主 幹	杉本 晃一
大津市	都市計画部建築指導課	副参事	佐藤 良一
守山市	都市経済部建築課	係 長	和湯 裕子
京都府	建設交通部建築指導課建築基準担当	技 師	梅本 文範
京都市	都市計画局建築指導部建築審査課	設備審査係長	五島 勝則
		係 員	大野 由晴
	都市計画局建築指導部建築安全推進課	主 任	山口 耕平
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課	総括主査	木野 功次郎
		技 師	藤田 清孝
	住宅まちづくり部建築指導室建築安全課	副主査	藤原 盛雄
大阪市	都市計画局建築指導部建築確認課	担当係長	柳原 卓
		技術職員	市枝 慎太郎
堺 市	建築都市局開発調整部建築安全課	主 幹	畠山 努
		係 長	五十嵐 誠
		主 任	竹中 正典
東大阪市	建設局建築部建築指導室建築審査課	係 員	鳥羽 明寿美
兵庫県	県土整備部住宅建築局建築指導課	主 査	吉野 弘晃
神戸市	住宅都市局建築指導部建築安全課	担当課長	平田 亮三
		技術職員	徳永 敦司
尼崎市	都市整備局建築指導課	審査担当係長	寺川 直彦
姫路市	都市局まちづくり推進部建築指導課	技術主任	山本 智広
明石市	都市整備部建築室建築安全課	設備担当係長	松下 豊久
奈良県	県土マネジメント部まちづくり推進局 建築課建築指導係	主任主事	奥田 陽亮
奈良市	都市整備部まちづくり指導室建築指導課	技術職員	川崎 岳史
和歌山県	県土整備部都市住宅局建築住宅課	主 査	福浦 喜幸
和歌山市	まちづくり局都市計画部建築指導課	副主任	新 侑弥

建築設備関係取扱い 編集委員名簿（平成２７年度）

特定行政庁名	所 属	役 職	氏 名
滋賀県	土木交通部建築課建築指導室	主 幹	中村 靖浩
大津市	都市計画部建築指導課	参 事	中嶋 清博
守山市	都市経済部建築課	係 長	和湯 裕子
京都府	建設交通部建築指導課建築基準担当	技 師	梅本 文範
京都市	都市計画局建築指導部建築審査課	設備審査係長	五島 勝則
	都市計画局建築指導部建築安全推進課	主 任	山口 耕平
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課	総括主査	木野 功次郎
		総括主査	浦 憲一
		技 師	藤田 清孝
	住宅まちづくり部建築指導室建築安全課	副主査	小寺 見枝子
大阪市	都市計画局建築指導部建築確認課	担当係長	門田 晃治
		技術職員	市枝 慎太郎
		技術職員	木戸 真己
堺 市	建築都市局開発調整部建築安全課	主 幹	畠山 努
		係 長	五十嵐 誠
		主 査	樋口 喜司
豊中市	都市計画推進部 建築審査課	副主幹兼係長	楠根 由貴
吹田市	都市整備部 開発審査室	主 任	田中 智寛
兵庫県	県土整備部住宅建築局建築指導課	主 査	吉野 弘晃
神戸市	住宅都市局建築指導部建築安全課	担当課長	平田 亮三
		技術職員	徳永 敦司
尼崎市	都市整備局建築指導課	審査担当係長	寺川 直彦
姫路市	都市局まちづくり推進部建築指導課	技術主任	山本 智広
		技 師	片山 貴夫
明石市	都市整備部建築室建築安全課	設備担当係長	松下 豊久
奈良県	県土マネジメント部まちづくり推進局建築課建築指導係	主任主事	奥田 陽亮
奈良市	都市整備部建築指導課	技術職員	横山 雄祐
和歌山県	県土整備部都市住宅局建築住宅課	主 査	関戸 誠
和歌山市	産業まちづくり局都市計画部建築指導課	副主任	中家 浩一

近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集
構造・建築設備関係

発 行 日	平成 28 年 6 月 15 日（初版）
編 集	近畿建築行政会議 建築構造部会・建築設備部会

近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・建築設備関係

近畿建築行政会議 建築構造部会・建築設備部会